

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年10月20日 13時30分ごろ
発生場所	滋賀県守山市木浜漁港北西方沖 今浜三等三角点から真方位232°2,180m付近 (概位 北緯35°06.5′ 東経135°56.2′)
事故の概要	プレジャーボートMary Jane VIは、航行中、また、プレジャーボート <sup>わ</sup> 和20-1は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年10月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート Mary Jane VI、1.9トン 253-34589 滋賀、株式会社全農林 B プレジャーボート 和20-1、0.4トン 253-34287 滋賀、有限会社ビワコマリン寺田
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 船外機カバーに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 水象：水上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、帰港する目的で、多数のプレジャーボートが漂流している海域を通過しようと約7ノットの対地速力で各船舶の間を縫って左右に転針を繰り返していたところ、B船と衝突した。 船長Aは、漂流中のプレジャーボート群を迂回して航行すればよかったと本事故後に思った。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船首を北方に向けて釣りをしながら漂流中、船長Bが、付近に多数のプレジャーボートが漂流しているので、他船がB船に向かってくることはないと思ひ、魚群探知機を見ていたところ、船尾方から至近に迫るA船に気付いたものの、何もできずにA船と衝突した。
分析	A 船は、多数の船舶が漂流する海域を航行中、船長Aが、各船舶の間を縫って左右に転針を繰り返していたことから、B船と衝突したものと考えられる。 B 船は、漂流中、船長Bが、付近に多数のプレジャーボートが漂流しているので航行している他船がB船に向かってくることはないと思

	<p>い、魚群探知機を見ながら漂泊を続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が航行中、B船が漂泊中、船長Aが、各船舶の間を縫って左右に転針を繰り返して航行を続け、また、船長Bが、魚群探知機を見ながら漂泊を続けていたため、両船が衝突したものと推定される。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・多数のプレジャーボートが漂泊する海域を迂回して航行すること。</li><li>・周囲に多数の船舶が漂泊中であっても、自船に向かってくる船舶はないと思わず、周囲の見張りを継続的に行うこと。</li></ul>